

他大学等で修得した単位の認定に関する規程

運営委員会

平成23年4月1日

(目的)

第1条 この規程は、学則第19条の2による他大学等で履修し、修得した単位の認定に関して必要な事項を定める。

(認定科目、単位、評価)

第2条 この規程による単位認定は、次のとおりとする。

- (1) 当該授業科目に相当する授業科目が本学で開講されている場合は、本学で開講されている授業科目の履修により修得したものとみなし、その授業科目で単位を認定する。
 - (2) 当該授業科目に相当する授業科目が本学で開講されていない場合で、かつ、当該授業科目が本学の教育課程を補完する場合は、当該授業科目をもって本学の総合基礎科目または専門科目の単位を修得したものとみなし、その単位は卒業要件に含むものとする。
 - (3) 本学との間に大学間協定を結んでいる外国の大学またはその大学附属の教育・研究機関等において修得した単位については、留学中または休学中であっても「学生留学規程」第10条を適用し、本学で開講されている授業科目の履修により修得したものとみなし、その授業科目で単位を認定する。
- 2 前項により認定した単位の評価は、N（認定）とする。

(手続)

第3条 この規程により、単位の認定を願い出る者は、他大学等で履修する前に単位認定の是非について学生が所属する学部教授会の議を経ることとする。

- 2 留学等やむを得ず事前申請できない場合は、他大学等で単位を修得後に学生が所属する学部教授会の議を経ることとする。

(単位の認定)

第4条 単位の認定は、学生が所属する学部教授会の意見を聞いて学長が行う。

- 2 第2条の(2)による単位の認定は14単位を上限とする。
- 3 前条第2項により申請する者のうち、進級判定および卒業判定に係る者が申請する場合は、進級・卒業判定会議の1週間前までに申請するものとする。

附則

- 1 この規程は、平成15年4月1日より施行する。
- 2 この規程は、改正（第2条、第3条、附則2）により平成17年4月1日から施行する。

- 3 (削除)
- 4 この規程は、改正（第3条）により平成20年4月1日にさかのぼって施行する。
- 5 この規程は、平成23年4月6日開催の全学協議会決議によって、制定権限が全学協議会変更されたことに伴い、制定機関を全学協議会と変更して、平成23年4月1日から施行する。
- 6 この規程は、改正（第4条、附則3）により平成24年4月1日から施行する。
- 7 この規程は、改正（第2条、第3条、第4条、附則3）により平成24年7月4日から施行する。
- 8 この規程は、改正（第4条）により平成25年7月3日から施行する。
- 9 この規程は、改正（第4条）により平成27年4月1日から施行する。
- 10 この規程は、平成27年4月1日付けの組織改編に伴い制定権限が運営委員会に変更され、制定機関を運営委員会に変更し適用する。